

たまかわに住む!



移住定住促進補助事業

村内に住宅を取得する移住者や若者の経済的負担を軽減するため、新築または中古住宅を取得した方に補助金を支給します

◇対象者

○移住者向け

(移住者居住支援事業)

令和5年3月31日までの間に、新築住宅(令和3年4月1日以降に登記した物件)を取得し要件に該当する方

(戸建て中古住宅取得補助事業)

令和5年3月31日までの間に、中古住宅(令和3年4月1日以降に契約締結した物件)を取得し要件に該当する方

○定住者向け

(若年層定住促進補助事業)

45歳未満の方で、令和5年3月31日までの間に、新築住宅(令和3年4月1日以降に登記した物件)を取得し要件に該当する方

◇補助率(限度額)

○移住者向け

(移住者居住支援事業)

基本額…30万円 移住者加算…40万円

子育て加算(15歳未満の子に限る)

第1子:15万円 第2子:20万円

第3子以降:50万円

(戸建て中古住宅取得補助事業)

基本額…20万円 移住者加算…40万円

子育て加算(15歳未満の子に限る)

第1子:15万円 第2子:20万円

第3子以降:50万円

○定住者向け

(若年層定住促進補助事業)

基本額…30万円

子育て加算…15歳未満の子1人につき15万円

◇要件

- ①新規取得した住宅の所有者
- ②同居世帯員全員が所在地に住民登録をしている
- ③同居世帯員全員に市町村民税等の滞納がない
- ④3年以上継続して対象住宅に居住する意思がある
- ⑤過去に同一世帯及び同一区画でこの補助金の交付を受けていない



子育て世帯応援転入費用補助金

村内に移住する子育て世帯の経済的負担を軽減するため、引っ越し費用を補助します

◇対象世帯要件

- ①令和4年4月1日以降に転入し、転入時に継続して1年以上本村以外の市区町村に住民登録されており、住宅入居時に15歳未満の子がいる世帯又は申請者若しくは配偶者が妊娠している世帯
- ②転入の日から3か月を経過していない世帯
- ③3年以上継続して本村に定住する意思がある
- ④引っ越し作業を運送事業者と引っ越し等に係る契約を締結していること
- ⑤申請者及び同居世帯員全員が前住所地の市区町村税について滞納がない

◇補助率(限度額)

補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を上限とする。

◇補助対象経費

- ①引っ越し運送費用(運賃等)
- ②荷造り等サービス費用(作業員料、梱包資材費等)
- ③付帯サービス料(エアコンの取付手数料等)



新婚新生活支援事業

新婚夫婦に対し、住居費及び引っ越し費用を補助します

◇対象者要件

- ①令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻届を提出し、受理され法律上の婚姻関係にある
- ②夫婦の前年の総所得額が400万円未満
- ③補助を受けようとする年度の翌年度から2年以上継続して本村に定住する意思がある
- ④婚姻の日において、夫婦の双方が39歳以下

◇補助率（限度額）

補助対象経費の額（1,000円未満の端数は切り捨てた額）とし、30万円を上限とする

◇補助対象経費

- ①婚姻を機に新たに村内に物件を購入又は賃貸に要した費用（購入費、賃料、敷金、礼金等）
- ②引っ越し運送費用（運賃等）



空き家・空き地バンク

村内の空き家及び空き地の有効活用のため移住希望者等へ情報提供を行っています。

◇事業の流れ

- ①貸したい・売りたい人が「空き家・空き地バンク」に登録（物件登録者）
- ②借りたい・買いたい物件があれば村に連絡（利用希望者）
- ③物件登録者及び利用希望者に互いの情報を連絡
- ④交渉・契約は当事者間で交渉するか、登録事業者（宅建業者）の仲介により交渉

◇ホームページアドレス

<https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/akiya/>



空き家・空き地バンク 利活用事業費補助金

玉川村空き家・空き地バンクを利用して定住する方に補助金を支給します

◇対象者

令和4年4月1日以降に玉川村空き家・空き地バンクを利用して、契約が成立した空き家・空き地の所有者及び購入者

◇補助率（限度額）

購入契約1件につき 所有者上限5万円
購入者上限10万円

◇要件

- ①空き地を購入し、その土地に住宅を新築し当該住宅に3年以上居住する意思がある
- ②空き家を購入し、当該物件に3年以上居住する意思がある
- ③空き家・空き地の所有者

